

6. 核医学診療科（放射線科医）が核医学検査の読影レポートを翌診療日までに提出した割合（%）		令和3年度	令和4年度	令和5年度								
		99	99	99								
解説	前項のCT・MRIと同様に、年間実施核医学検査総数のうち放射線科医による核医学検査の画像診断結果が翌診療日までに主治医へ提出された割合となります。核医学検査が核医学診療科（放射線科医）の監督の下に適切に行われていることを示す指標ともいえるので、この割合が高いことが望まれます。なお、画像診断管理加算3（令和6年度より管理加算4）の施設基準として80%以上の提出割合が必須となります。											
当院の実績	<div style="text-align: center;"> <p>核医学診療科（放射線科医）が核医学検査の読影レポートを翌診療日までに提出した割合</p> <table border="1"> <caption>核医学診療科（放射線科医）が核医学検査の読影レポートを翌診療日までに提出した割合</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table> </div>				年度	割合 (%)	令和3年度	99	令和4年度	99	令和5年度	99
年度	割合 (%)											
令和3年度	99											
令和4年度	99											
令和5年度	99											
項目の定義	1年間の「翌診療日までに核医学診療科（放射線科医）が読影したレポート数」を「核医学検査実施件数」で除した割合（%）です。「核医学診療科（放射線科医）」とは医科診療報酬点数表の画像管理加算の要件に従い、経験10年以上、専ら画像診断に従事するものを指します。											